霧島市内における令和7年4月1日施行の建築基準法・建築物省エネ法の改正により建築確認申請を要する建築物等の概要一覧

[現 行] [改正後]

区分	規模等	適用区域	工事種別	特定 行政庁	確認審査 期限等	省工 ネ基 準 適合等義務
1号建築物	特殊建築物 当該用途の 床面積> 200㎡		新築 増築 改築 移転 大規模修繕・模様替 用途変更			
2 号建築物	木造建築物 階数≥3 又は 延べ面積>500㎡ 又は 高さ>13m 又は 軒高>9m	都市計画区域 内・外	新築 増築 改築 移転 大規模修繕・模様替	県	35日 審查省略 無	300㎡以上の非住宅 適合義務 [省エネ適判 必 要]
3号建築物	非木造建築物 階数≥2 又は 延べ面積> 200㎡					300㎡以上の住宅 適合努力義務 [届出 必要]
4号建築物	上記以外 木造で階数≦2 非木造階数=1 など	都市計画区域 内 又は 都市計画区域 外 で 土砂災害特別 警戒区域 内	新築 増築 改築 移転	霧島市	7日 審査省略 有	

[以止後]										
	区分	規模等	適用区域	工事種別※2	特定 行政庁	確認審査 期限等	省工 ネ基準 適合等義務			
	1 号建築物	特殊建築物 当該用途の 床面積>200㎡	が からのが 都市計画区域 内・外 リ	新築 増築 改築 移転 大規模修繕・模様替 用途変更	県 ^{※1}	35日 審查省略 <mark>無</mark>	適合義務 [省工ネ適判 必要] ^{※4}			
)	新 2号 建築 物	木造・非木造 建築物 階数≥2 又は 延べ面積>200㎡		新築 増築 改築 移転 大規模修繕・模様替	県 ^{※1} 下記以外の規模 霧島市 階数≤2 かつ 延べ面積≤300m かつ 高さ≤16m以下 の 木造建築物					
•	新 3 号建築物	上記以外 階数=1 かつ 延べ面積≤200㎡	都市計画区域 内 又は 都市計画区域 <mark>外</mark> で土砂災害特別 警戒区域内	新築 増築 改築 移転	霧島市	7日 審査省略 有	<mark>適合義務</mark> [省工 ^{未適判} 不要] ^{※5}			

- ※1 県とは霧島市内においては姶良・伊佐地域振興局 土木建築課 建築係(TEL:0995-63-8371(直通))
- ※2 工事種別について床面積10㎡以内の増築、改築、移転は確認申請不要(改正なし)
- ※3 省エネ適判については小規模建築物(床面積10m以内)、空調を設ける必要がない建築物、仮設建築物等は適用除外
- ※4 住宅について仕様基準に基づき評価する場合、省工ネ性能を有する設計住宅評価書の交付を受けた場合、長期優良住宅の認定等を受けた場合などは不要
- ※5 省工ネ適判が不要であっても、建築行為については省工ネ基準適合義務の対象

【問合せ先】

霧島市役所 建築指導課 建築審査グループ

TEL:0995-45-5111(内線2842·2843)